

議案第30号

米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

米原市地域包括支援センター条例（平成 27 年米原市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修または同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市地域包括支援センター条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市地域包括支援センター条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(職員の基準および員数)</p> <p>第4条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p> <p>第5条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>米原市地域包括支援センター条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(職員の基準および員数)</p> <p>第4条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p> <p>第5条以下 略</p>